

大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他関係法令の規定に基づき、大磯町（以下「町」という。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し利用者が負担する費用並びにその徴収等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項各号及び附則第9条第1項各号の政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）は、規則で定める。

(月途中の入退園・所に係る利用者負担額)

第4条 月の途中において入退園・所があった場合の利用者負担額は、その月の開園・所の日数を基礎として日割りにより計算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(利用者負担額の徴収)

第5条 町長は、法附則第6条第4項の規定により、同条第1項の特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から利用者負担額を徴収する。

2 町長は、町が設置する特定教育・保育施設から教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から利用者負担額を徴収する。

(預かり保育料の徴収)

第6条 町長は、町が設置する特定教育・保育施設において、別に定めるところにより実施する預かり保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から規則で定める預かり保育料を徴収する。

(延長保育料の徴収)

第7条 町長は、町が設置する特定教育・保育施設において、別に定めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者等から規則で定める延長保育料を徴収する。

(督促及び延滞金)

第8条 利用者負担額、第6条の預かり保育料及び前条の延長保育料（以下「利用者負担

額等」という。)が納期限までに納付されない場合は、大磯町税外収入に対する督促及び延滞金条例(昭和54年大磯町条例第13号)の規定を適用する。

(利用者負担額等の徴収猶予)

第9条 町長は、特別の理由があると認めるときは、支給認定保護者等に対し、利用者負担額等の徴収を猶予することができる。

(利用者負担額等の減免)

第10条 町長は、特別の理由があると認めるときは、利用者負担額等を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額等の納期)

第11条 その月における利用者負担額の納期限は、当該月の末日とする。

2 町長は、特別の事情がある場合において前項に規定する納期限により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。

3 第6条の預かり保育料及び第7条の延長保育料の納期限は、規則で定める。

(利用者負担額等の還付)

第12条 既納の利用者負担額等は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、利用者負担額等の全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(大磯町立幼稚園保育料等徴収条例の廃止)

2 大磯町立幼稚園保育料等徴収条例(昭和30年大磯町条例第20号)は、廃止する。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄